

◇協議会の設置について◇

4月に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」により、中小企業への月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ(25%→50%)の適用猶予の見直しが示されるなど、長時間労働者の比率が高い業種を中心に、長時間労働の抑制に向けた環境整備が急務となっています。このうち、トラック運送事業においては、一般的に運転者の総労働時間が長いという実態が見受けられ、これには、荷物の積み卸しなど構造的な問題等により運送事業者のみの努力では改善が困難であるという要因も背景にあることから本協議会を設置して、関係者が一体となって、県内におけるトラック運転者の労働時間等を取りまく実態を捉え、その改善のための具体的な方策を検討する。

◇協議会の構成メンバー◇

- 学識経験者 ○経済団体 ○荷主 ○宮城県トラック協会 ○トラック事業者 ○労働団体
- 関係行政機関(宮城労働局、東北運輸局、宮城運輸支局)

◇今後の主なスケジュール【協議会実施期間】 平成27年度～平成30年度◇

【27年度】

- 実態調査票の送付・回収
- パイロット事業の実施内容の検討など

【28年度・29年度】

- パイロット事業の実施
- ガイドラインの記載内容の検討・整理

【30年度】

- ガイドラインの普及・定着の促進

◇平成27年度に宮城県協議会において協議する事項等◇

○長時間労働の抑制に向けたロードマップの確認、実態調査の概要とスケジュールの確認

○実態の調査

- ・目的:トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮の対策検討
- ・対象:宮城県トラック協会会員事業者の運転手100名
- ・内容:各業務に掛った時間等の1日の労働時間、業務内容について連続7日分及びトラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)について把握

○パイロット事業の実施内容の検討

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の宮城県協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール

